

平成31年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 東白川簡易水道
浄水場名: 大明神浄水場
採水の場所: 東白川村
水源種別: 地下水 (表流水) 湧き水 その他
原水全項目水質検査: 11月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 5月・11月実施

水質基準項目		検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1	一般細菌	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
4	水銀及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
5	セレン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
6	鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
7	ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
8	六価クロム化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
9	亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	年4回		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年4回		○			○			○				○	4	基準値の5分の1以下
12	フッ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
13	ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
14	四塩化炭素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
15	1,4-ジオキサン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
17	ジクロロメタン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
18	テトラクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
19	トリクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
20	ベンゼン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
21	塩素酸	年4回		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
22	クロロ酢酸	年4回		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
23	クロロホルム	年4回		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
24	ジクロロ酢酸	年4回		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
25	ジブロモクロロメタン	年4回		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
26	臭素酸	年4回		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	年4回		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
28	トリクロロ酢酸	年4回		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
29	ブロモジクロロメタン	年4回		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
30	ブロモホルム	年4回		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
31	ホルムアルデヒド	年4回		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
33	アルミニウム及びその化合物	年4回		○			○			○				○	4	基準値の5分の1以下
34	鉄及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
35	銅及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
36	ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
37	マンガン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
38	塩化物イオン	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
40	蒸発残留物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
41	陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
42	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
43	1,2,7,7-テトラメチルピペリジノ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
44	非イオン界面活性剤	年1回					○								1	汚染物質を排出する施設がなく、基準値の5分の1以下
45	フェノール類	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47	pH値	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	味	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	臭気	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	色度	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	濁度	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

原水	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備考
		1~20、32~51の項目(40項目)	年1回								○					1
	大腸菌(指標菌)	年4回		○			○			○				○	4	
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	年4回		○			○			○				○	4	
	クリプトスポリジウム	年1回								○					1	
	ジアルジア	年1回								○					1	

平成31年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 東白川簡易水道
浄水場名: 曲坂浄水場
採水の場所: 東白川村
水源種別: 地下水 (表流水) 湧き水 その他
原水全項目水質検査: 11月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 5月・11月実施

水質基準項目		検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1	一般細菌	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
4	水銀及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
5	セレン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
6	鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
7	ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
8	六価クロム化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
9	亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	年4回		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年4回		○			○			○				○	4	基準値の5分の1以下
12	フッ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
13	ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
14	四塩化炭素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
15	1,4-ジオキサン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
17	ジクロロメタン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
18	テトラクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
19	トリクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
20	ベンゼン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
21	塩素酸	年4回		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
22	クロロ酢酸	年4回		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
23	クロロホルム	年4回		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
24	ジクロロ酢酸	年4回		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
25	ジブromクロロメタン	年4回		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
26	臭素酸	年4回		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	年4回		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
28	トリクロロ酢酸	年4回		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
29	ブromジクロロメタン	年4回		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
30	ブromホルム	年4回		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
31	ホルムアルデヒド	年4回		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
33	アルミニウム及びその化合物	年4回		○			○			○				○	4	基準値の5分の1以下
34	鉄及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
35	銅及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
36	ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
37	マンガン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
38	塩化物イオン	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
40	蒸発残留物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
41	陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
42	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
43	1,2,7,7-テトラメチルピペリジノ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
44	非イオン界面活性剤	年1回					○								1	汚染物質を排出する施設がなく、基準値の5分の1以下
45	フェノール類	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47	pH値	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	味	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	臭気	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	色度	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	濁度	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

原水	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備考
		1~20、32~51の項目(40項目)	年1回								○					1
	大腸菌(指標菌)	年4回		○			○			○				○	4	
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	年4回		○			○			○				○	4	
	クリプトスポリジウム	年1回								○					1	
	ジアルジア	年1回								○					1	